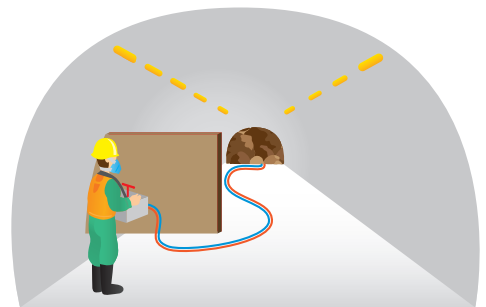


＜ガイドラインの主な内容＞

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置



4 離職後の健康管理を進めましょう。

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度についてお知らせください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



5 健康管理対策を進めましょう。

じん肺健康診断の実施はじん肺法に基づき事業者に義務づけられています。労働者の健康管理のためじん肺健康診断を実施しましょう。また、じん肺有所見者の方に対してはリーフレット「日常生活において気をつけること～じん肺と診断された方のために～」などを活用して禁煙など健康管理を進めましょう。

厚生労働省ホームページ

- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/080529-1.html>)

「厚生労働省トップ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「雇用・労働」→「労働基準」→「施策情報 安全・衛生」→「施策等の情報 リーフレット等・参考資料」→「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要」

- ◆ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/0703-1.html>)

「厚生労働省トップ」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「雇用・労働」→「労働基準」→「施策情報 安全・衛生」→「施策等の情報 リーフレット等・参考資料」→「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課又は労働基準監督署へお問い合わせください。